

都市計画法第40条第1項・第2項の規定に基づく帰属申請書類チェック表

（土木部路政課）

帰属申請書について、以下の内容をご確認の上、完了検査の**2週間前**までに路政課へご提出ください。

書類名	確認事項	注意事項	チェック欄(✓)
1 帰属申請書	日付	・完了公告日の翌日が申請日となる。	
	開発行為の所在地番	・開発区域の地番をすべて記入する。 ・関する工事がある場合はその地番も全て記入する。	
	帰属道路の地番	・全部事項証明書の面積を記入する。 ・地目は公衆用道路とする。	
	【40条1項の場合のみ】 市から帰属を受ける土地の地番	・全部事項証明書の面積を記入する。 ・地目は公衆用道路とする。	
	許可年月日	・変更等がある場合は併せて記入する。	
	完了公告年月日	・提出時は空欄にする。	
	押印及び捨印	・実印で押印する。	
2 案内図	添付		
3 土地利用計画図	電子データの提出	・PDF及びDXFで電子データも提出する。	
4 公図	添付	・帰属用地等の分筆完了後のものであること。 ・隣接地権者名を明記する。 ・開発区域を朱書きする。 ・法務局から発行されている公図を添付する。 (原本)	
5 公共施設求積図	添付	・筆ごとの求積図及び全体の求積図を添付する。 ・法務局から発行されている地積測量図を添付する。 (原本)	
6 道路境界確定図	添付	・路政課道路台帳班と協議すること。 (区域線図作成及び境界標設置について) ・道路の拡幅がある場合、拡幅前・後がわかる図面を作成すること。 ・道路の新設がある場合、道路延長及び最大・最小幅員を示す図面を作成すること。	
	電子データの提出	・PDF及びDXFで電子データも提出する。	
7 隣接土地所有者の境界同意書	添付	・新設道路と接する土地の所有者から同意書を取得すること。(点で接する場合も必要。) ・個人の場合、署名押印されているものであること。 ・隣接する土地の全部事項証明書を添付する。 (コピー等可)	
	押印及び捨印	・認印でもよい。	
8 登記原因証明情報兼登記承諾書	添付	・提出時は日付及び原因日を空欄にする。 ・全部事項証明書の面積を記入する。	
	押印及び捨印	・実印で押印する。	
9 印鑑証明書	添付		
10 市に帰属する土地の全部事項証明書	添付	・地目を公衆用道路にする。 ・抵当権等を抹消する。 ・法務局で発行するものを添付する。(原本)	
11から16 図面等	添付		
17 議事録	添付	・道路台帳班と協議後に作成する。	
18 その他	添付	・その他関係書類があれば必要に応じ添付する。	
		【40条1項の場合のみ】 ①収入印紙(所有権移転登記に伴う登録免許税分。税額については、予め路政課へ確認すること。) ②市から帰属を受ける土地の全部事項証明書 (原本)	

その他、ご不明な点がございましたら、提出前に路政課へお問い合わせください。
※協議等で来庁する際は、事前に電話連絡をお願いいたします。